

第 8 2 号議案

足立区神明三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区神明三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

足立区神明三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(昭和 6 2 年足立区条例第 1 8 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する建築物の建蔽率は 1 0 分の 6 以下、第 1 号及び第 2 号に該当する建築物の建蔽率は、1 0 分の 7 以下としなければならない。

(1) 防火地域内にあるアに該当する建築物又は準防火地域内にあるア若しくはイのいずれかに該当する建築物

ア 耐火建築物又はこれと同等以上の延焼防止性能(法第 5 3 条第 3 項第 1 号イの延焼防止性能をいう。イにおいて同じ。)を有するものとして同号イの政令で定める建築物

イ 準耐火建築物又はこれと同等以上の延焼防止性能を有するものとして法第 5 3 条第 3 項第 1 号ロの政令で定める建築物

(2) 街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地で法第 5 3 条第 3 項第 2 号の規定により特定行政庁が指定するものの内にある建築物第 7 条中「へい」を「塀」に、「コンクリートブロック造、補強コンクリートブロック造」を「コンクリートブロック造、補強コンクリートブロック造」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

建築基準法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。